

第15回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和3年9月27日（月）8時57分～9時18分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一 ⑤栢 幸三
⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸 ⑩樫八重 玲子
⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

農業委員 ⑨富永 勝志

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

議案第45号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 非農地証明願いについて
議案第49号 農用地利用集積計画について
その他（報告等）・・・なし

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在10名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第15回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、10番樫八重玲子委員、11番白濱和利委員をご指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第15回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は、8月31日、鹿児島市で鹿児島県農業委員会大会が開催予定でありましたが、新型コロナウイルス防疫対策から開催が延期になりました。また同日阿久根市農業者年金受給者協議会理事会が市役所で開催され、8番尻無濱俊幸委員が出席されました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4，議案第45号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議案第45号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和3年第8号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)
農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)
日程第5，議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)
それでは、議案第46号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。
整理番号1について、地図は1ページです。
譲渡人は、〇〇 〇〇氏で、譲受人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。
申請の理由は、受贈で、譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。
次に整理番号2について、地図は2ページです。
譲渡人は、〇〇 〇〇氏で、譲受人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。
申請の理由は、受贈です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。
なお、議案書に記載してあるとおり、農地法3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。

4番委員 (園田 勇一)

議案第46号にかかる調査は、9月10日に「5番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。

就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。
申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、
許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第47号についてご説明いたします。今月の農地法第5条第1項
の規定による許可申請は、3件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の事件は、農家住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。
申請地は、市役所三笠支所から北北東〇〇キロメートルのところに位置し、農業公
共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあ
る農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する
〇〇 〇〇氏で、現在、借家に住んでいますが、自身の農地に近いことから、申請

地に農家住宅を建築するため本件を申請されました。生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の事件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏で、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、一般住宅を建築するため申請されました。申請地は、整地され、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の事件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転の設定です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏で、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、一般住宅を建築するため申請されました。生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員 （栢 幸三）

議案第47号に係る調査結果について、報告します。調査は、9月10日に、4番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

それでは、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の事件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、

東側及び北側は道路，西側は宅地，南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては，緩衝地を設けるなどの措置をされることから，周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は，農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって，本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は，許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって，本件については，原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （石坂 務）

日程第7，議案第48号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は，本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し，また，本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し，利用することが困難であると判定された土地であります。また，証明願いが提出された後に行った農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって，本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。よって，本件については非農地とし，証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8, 議案第49号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは, 議案第49号令和3年農用地利用集積計画書第9号について説明させていただきます。なお, 本計画書の公告年月日は令和3年9月30日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより, 質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について, 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって, 本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは, その他皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは, ほかにないようですので以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時18分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
